

刑法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>刑法 目次 第一編（略） 第二編 罪 第一章～第十七章（略） 第十八章 有価証券偽造の罪（<u>第六十二条・第一百六十三条</u>） 第十八章の二～第二十六章（略） 第二十七章 傷害の罪（<u>第二百四条</u> <u>第二百八条の三</u>） 第二十八章～第四十章（略） （危険運転致死傷） 第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を行かせ、よつて、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。 2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の<u>人又は車に著しく接</u></p>	<p>刑法 目次 第一編（略） 第二編（同上） 第一章～第十七章（略） 第十八章 有価証券偽造の罪（<u>第六十二条・百六十三條</u>） 第十八章の二～第二十六章（略） 第二十七章 傷害の罪（<u>第二百四条</u> <u>第二百八条の二</u>） 第二十八章～第四十章（略） （新設）</p>

近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車運転し、よつて人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車運転し、よつて人を死傷させた者も、同様とする。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(凶器準備集合及び結集)
第二百八条の二 (同上)

(業務上過失致死傷等)
第二百十一条 (同上)

(新設)

二 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）

改正案	現行
<p>第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 五（略）</p>	<p>第三十二条（許可の欠格事由）（同上）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 五（略）</p>

改正案	現行
<p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>九〜十一（略）</p>	<p>第八条（同上）</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>九〜十一（略）</p>

四 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

改正案	現行
<p>（認可の基準） 第九条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 取締役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等</p> <p>イ（八）（略）</p> <p>二 第三号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当</p>	<p>（認可の基準） 第九条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六（同上）</p> <p>イ（八）（略）</p> <p>二 第三号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当</p>

する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、
その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けるこ
とがなくなつた日から五年を経過しない者
ホヽヲ (略)
七・八 (略)

する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、
その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けるこ
とがなくなつた日から五年を経過しない者
ホヽヲ (略)
七・八 (略)

五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）

改正案	現行
<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許を してはならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。第十八条第一項第五号の二及び第五十二条第七号八において同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>四 九 （略）</p> <p>2 （略） （登録）</p>	<p>（免許の基準）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>一 三 （略）</p> <p>二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。第十八条第一項第五号の二及び第五十二条第七号八において同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>四 九 （略）</p> <p>2 （略） （登録）</p>

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取

引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 五 (略)

五の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 八 (略)

2 (略)

(指定の基準)

第五十二条 国土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 六 (略)

七 役員のうち次のいずれかに該当する者のあること。

イ・ロ (略)

八 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の

第十八条 (同上)

一 五 (略)

五の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 八 (略)

2 (略)

(指定の基準)

第五十二条 (同上)

一 六 (略)

七 (同上)

イ・ロ (略)

八 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二
(略)

防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二
(略)

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）

改正案	現行
<p>（一般廃棄物処理業） 第七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百一十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二 子 （略）</p>	<p>（一般廃棄物処理業） 第七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （同上）</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 （同上）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百一十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二 子 （略）</p>

4
} 12
(略)

4
} 12
(略)

改正案	現行
<p>第六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ この法律の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>八・二（略）</p>	<p>第六条（同上）</p> <p>一 五（略）</p> <p>六（同上）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ この法律の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>八・二（略）</p>

八 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）

改正案	現行
<p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、新東京国際空港若しくは新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為の一をすることをいう。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第百八条の三（凶器準備集合及び結集）、第百二十条（逮捕及び監禁）、第百三十四条（威力業務妨害）、第百三十四條の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第百二十条（逮捕及び監禁）、第百三十四条（威力業務妨害）、第百三十四條の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第</p>

百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第二百
六十一条（器物損壊等）に規定する行為
二
一 十一
（略）
二
一 四
（略）

百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第二百
六十一条（器物損壊等）に規定する行為
二
一 十一
（略）
二
一 四
（略）

九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことから、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 六（略）</p>	<p>（許可の欠格事由） 第六条（同上）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことから、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 六（略）</p>

十 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>七 九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第七条 （同上）</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>七 九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは貸金業の規制等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わったり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ホ（略）</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>一 五（略）</p> <p>六（同上）</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは貸金業の規制等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わったり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ホ（略）</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 一六（略）</p>	<p>（許可の欠格事由） 第十三条 （同上）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 一六（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならぬ。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 一八（略）</p> <p>二 前号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わったり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ホ 一八（略）</p> <p>五 一六（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四（同上）</p> <p>イ 一八（略）</p> <p>二 前号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わったり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ホ 一八（略）</p> <p>五 一六（略）</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第三十三条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならぬ。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 第十三条第一号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ホ 七（略）</p> <p>六 七（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第三十三条（同上）</p> <p>一 四（略）</p> <p>五（同上）</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 第十三条第一号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>ホ 七（略）</p> <p>六 七（略）</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、次条第三号及び第三十五条第一項第六号において同じ。）又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第六条 （同上）</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 （同上）</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 前号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪</p>

を犯したことにより、罰金の刑（これに相当する
外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その
刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ
とがなくなつた日から五年を経過しない者
ホ・ヘ（略）

を犯したことにより、罰金の刑（これに相当する
外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その
刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ
とがなくなつた日から五年を経過しない者
ホ・ヘ（略）

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力的行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>五 （略）</p>	<p>（役員の欠格事由） 第二十条 （同上）</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力的行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>五 （略）</p>

十七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第八条 金融再生委員会は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある特定目的会社</p> <p>イハ （略）</p> <p>二 この法律、証券取引法、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第八条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 （同上）</p> <p>イハ （略）</p> <p>二 この法律、証券取引法、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年</p>

2

ホ
(略)

法律第六十二号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2

ホ
(略)

法律第六十二号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六条)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

改正案	現行
<p>（取締役の欠格事由） 第六十六条 次に掲げる者は、取締役となることができ ない。 一 三 （略） 四 この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限 会社法（昭和十三年法律第七十四号）、投資信託及 び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九 十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第 百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の 取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五 号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号 ）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律 第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十 八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契 約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法 律第百十四号）、商品投資に係る事業の規制に関す る法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に 係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十 七号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七 十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行 等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）若し くはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、</p>	<p>（取締役の欠格事由） 第六十六条 （同上） 一 三 （略） 四 この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限 会社法（昭和十三年法律第七十四号）、投資信託及 び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九 十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第 百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の 取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五 号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号 ）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律 第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十 八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契 約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法 律第百十四号）、商品投資に係る事業の規制に関す る法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に 係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十 七号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七 十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行 等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）若し くはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、</p>

又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

五〇九（略）

又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

五〇九（略）

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一、四（略）</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>イ、二（略）</p> <p>ホ この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>一、四（略）</p> <p>五（同上）</p> <p>イ、二（略）</p> <p>ホ この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わりに、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>

2 六
(略) (略)

2 六
(略) (略)

改正案	現行
<p>第二章を次のように改める。</p> <p>第二章 保管振替機関</p> <p>第一節 通則</p> <p>（保管振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役又は監査役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ 前号に規定する法律、商法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第</p>	<p>第二章を次のように改める。</p> <p>第二章 （同上）</p> <p>第一節 （同上）</p> <p>（保管振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 （同上）</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>へ 前号に規定する法律、商法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第</p>

四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑
（これに相当する外国の法令による刑を含む。）
に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑
の執行を受けることがなくなつた日から五年を経
過しない者

四〇六（略）

二（略）

第三条の二～第十三条の四（略）

四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑
（これに相当する外国の法令による刑を含む。）
に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑
の執行を受けることがなくなつた日から五年を経
過しない者

四〇六（略）

二（略）

第三条の二～第十三条の四（略）

改正案	現行
<p>（振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条第一項に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役又は監査役のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>イ 水 （略）</p> <p>へ 前号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、そ</p>	<p>（振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 （同上）</p> <p>イ 水 （略）</p> <p>へ 前号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、そ</p>

2
四〇六 (略)
の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける
ことがなくなった日から五年を経過しない者

2
四〇六 (略)
の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける
ことがなくなった日から五年を経過しない者

改正案	現行
<p>（技能検定員） 第九十九条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一条第一項の罪又はこの法律に規定する罪（第一百七条の三第二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>ホ（略）</p> <p>5・6（略） （指定講習機関） 第八十条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しく</p>	<p>（技能検定員） 第九十九条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二（同上）</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 自動車等の運転に関し刑法第二百十一条の罪又はこの法律に規定する罪（第一百七条の三第二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>ホ（略）</p> <p>5・6（略） （指定講習機関） 第八十条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自動車等の運転に関し刑法第二百十一条の罪又は</p>

は第二百十一条第一項の罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 (略)

4 (略)

この法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 (略)

4 (略)